

書類審査

令和元年度 小学校体育連盟運営補助金

評価表 NO.

所管部課名	教育部 学校教育課	担当者	鶴田 荘太					
事務事業名	学校保健体育運営管理費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱 小学校体育連盟運営補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
令和元年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	600千円	600千円	千円					
	その他の内容							
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	水泳・陸上記録会の児童の新記録数	20	令和3年					
成果指標②	児童生徒の体力・運動能力調査結果（全国平均100）	99.5	令和3年					
補助対象者	薩摩川内市小学校体育連盟							
補助対象経費	①鹿児島県小学校体育連盟への負担金 ②理事会旅費 ③水泳記録会及び陸上記録会の賞状・記録証、メダル ④その他消耗品等							
補助対象事業・活動の内容	水泳大会、陸上記録会の開催等、体育の振興に資する事業							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額							
上記項目の積算方法	事業計画に基づき積算							
補助を 受ける 3カ 年事 業の 決算 状況 等の	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	584,830	100.0%	569,216	100.0%	579,784	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	584,830	100.0%	569,216	100.0%	579,784	100.0%
	支出	事業費	435,831	74.5%	444,973	78.2%	396,678	68.4%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	148,999	25.5%	124,243	21.8%	183,106	31.6%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	584,830	100.0%	569,216	100.0%	579,784	100.0%
	支出計/前年度支出計				97.3%		101.9%	
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		19		11		27		
成果指標の推移②		96.27		96.75		97.01		
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成28年度評価 視点別評価はいずれも「高い」で、現状のまま継続。</p> <p>【前回ヒアリング時の意見に対する回答】 看護師の救護対応については、市の保健師での対応を検討してはどうか。 ⇒平成30年度から、消防の救急救命士へ救護を依頼している。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本事業は、本市内の児童の体力・競技力の向上を目指しており、市民の利益の増進に寄与していると考えます。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	全市的な大会を運営するため、市全体としての専門的な組織が必要であり、当該団体が適当だと考えます。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	当該団体が企画・運営する、水泳記録会や陸上記録会を通して、本市の記録や自分の目標を掲げ、それに向け、日頃から練習に取り組む姿が見られるようになり、体力・競技力の向上ということから、効果を上げている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	児童の指導等専門的な知識や技能が必要であり、各学校の教職員によって組織される本団体が行うことが適当だと考えます。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該団体は、本市内の児童及び教職員で組織されており、補助金以外の財源を見いだすことは困難である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	当該団体の活動が本市児童の体力運動能力の向上を目指すものであり、事業内容も本教育委員会が共催している陸上・水泳記録会が主たるものであるため、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 記録会等の運営には体育的な知識や技能が必要であり、教職員により組織される本団体が適当である。また、自主財源を見出すことが難しいため、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

小学校体育連盟運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる小学校体育連盟運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 小学校体育連盟運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 小学校体育連盟運営補助金の交付を申請した小学校体育連盟（以下「申請者」という。）が体育の振興に資する事業を行うものであること。
- (2) 前号の小学校体育連盟事業計画の目的達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 小学校体育連盟運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 小学校体育連盟運営補助金は、次の各号に掲げる会議費、消耗品等に要する経費について交付する。

- (1) 鹿児島県小学校体育連盟への負担金
- (2) 理事会旅費
- (3) 水泳記録会及び陸上記録会の賞状・記録証、メダル
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる消耗品等

(交付の申請)

第5条 小学校体育連盟運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 小学校体育連盟運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に小学校体育連盟補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 小学校体育連盟運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 小学校体育連盟運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 本市における水泳・陸上記録会の児童の記録

(2) 本市の児童生徒の体力・運動能力調査結果

(補助事業者等の責務)

第9条 小学校体育連盟運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の小学校 (義務教育学校前期課程含む。) 体育の正常な発展と教職員の健康増進に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年10月1日から施行する。